第十三条に次の一項を加える。

5　次の表の上欄に掲げる法第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第四十五条の二の規定に基づく権限	供給区域又は特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長
二　法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの	
（一）一般ガス事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
（二）簡易ガス事業者に関するもの	供給地点を管轄する経済産業局長
（三）ガス導管事業者に関するもの	特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長
（四）大口ガス事業者に関するもの	供給地点を管轄する経済産業局長

（所得税法施行令の一部改正）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号ヨを削り、同号タを同号ヨとし、同号レを同号タとし、同号ソを同号レとする。

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ及び第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「ソまで」を「レまで」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号タを削り、同号レを同号タとし、同号ソを同号レとし、同号ツを同号ソとする。

第百四十五条の十五第三項第一号ハ及び第百八十三条第三項第一号ハ中「ツまで」を「ソまで」に改める。

（電気事業法施行令及び職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

一　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条第一項

二　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）別表第一経済産業省の項

（熱供給事業法施行令の一部改正）

第五条　熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に、「のとおり」を「に掲げる事項（熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。）」に改め、同項第一号中「供給業務」を「熱供給事業」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

三　財務計算に関する事項

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（熱供給事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第四条　熱供給事業者等は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2　前項の承諾を得た熱供給事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（電気事業法施行令の準用）

第五条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第一項
第七条第二項	法第三十五条第二項	熱供給事業法第十九条の二第二項において準用する法第三十五条第二項
第九条	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
第十条第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
第十一条	法第三十六条第三項ただし書	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第十二条第二項	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第七条　法第三十三条の二第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（消費税法施行令の一部改正）

第六条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号ヨを削り、同号タを同号ヨとし、同号レを同号タとし、同号ソを同号レとする。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第七条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第六号中「許可」を「登録」に改める。

（電力取引監視等委員会令の一部改正）

第八条　電力取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電力・ガス取引監視等委員会令

第一条第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　個人がこの政令の施行の日前に取得した第二条の規定による改正前の所得税法施行令第六条第八号ヨに掲げる熱供給施設利用権については、なお従前の例による。

2　改正法附則第五十条第一項に規定する指定旧供給区域熱供給を行う事業を営む同項に規定するみなし熱供給事業者に対して当該事業に係る熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して同条第一項に規定する熱供給を受ける権利は、第二条の規定による改正後の所得税法施行令（次項において「新所得税法施行令」という。）第六条の規定の適用については、同条第八号に掲げる無形固定資産とみなす。